

## 【声明】自衛隊の「情報保全隊」による違憲・違法の国民監視活動に抗議し、その全容解明と中止を求める

2007年6月7日 日本平和委員会

6月6日、日本共産党の志位和夫委員長は、自衛隊の「情報保全隊」による大規模な国民監視活動を詳細に記録した内部文書を公表した。記録によれば、その監視の対象には、日本平和委員会や、全国の平和委員会の仲間の活動も多数含まれている。これは軍事組織である自衛隊が、憲法に保障された思想・信条・言論・表現の自由にもとづく国民の正当な市民的活動を敵視し、違憲・違法な監視活動をくりひろげているものであり、断じて許すことはできない。我々は政府に対し、その活動の全容を明らかにするとともに、ただちにこうした活動を中止することを求めるものである。

こうした活動は、集会、結社及び言論、出版などの表現の自由を保障した憲法 21 条、個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利を保障した憲法 23 条などに違反することは明白である。このような違憲の活動は、自衛隊法によっても許されていない。2003年に「情報保全隊」を設置した際、政府はその任務について、それが自衛隊の部隊と機関の保全のための業務を行い、情報の収集もその範囲で必要なものに限って行なうこと、その対象は、「あらかじめ防衛秘密を取り扱うものとして指定した関係者のみに限定する」(中谷防衛庁長官＝当時)と答弁していた。イラク反戦運動や自衛隊のイラク派兵反対運動、さらには年金・医療を守る活動、マスコミ、文化人、自治体、政党の活動などを監視の対象とする法的根拠はどこにもない。

軍事組織である自衛隊がこのような活動を行なうことは、軍事力で国民を威嚇し、自由にものが言えない、息苦しい監視抑圧社会をつくることにつながるものである。それはまさに戦前の日本軍の憲兵隊が、武力によって国民を弾圧し抑圧した社会を想起させるものである。このようなことを断じて認めるわけにはいかない。

こうした動きは、憲法改悪で自衛隊を軍隊にし、アメリカと共に海外で「戦争する国づくり」をめざす動きと無関係ではない。こうした動きが、自衛隊の「軍の暴走」を生み出している背景にある。また、憲法改悪派は、「有事」の際の国家緊急権の確立、その際の国民の権利の制限を盛り込むこともめざしている。今回明らかになった自衛隊の無法な監視活動は、まさに、こうした軍事優先の国家体制、「有事」における国民抑圧の体制づくりと結びついているといわざるをえない。

我々は、こうした危険な「戦争する国づくり」の動きに改めて警鐘を鳴らすと共に、こうした違憲・違法な自衛隊の活動の中止を、厳しく求めるものである。